

日本脊椎脊髄病学会 認定脊椎脊髄外科指導医規程

(総則)

第1条 本規程は、指導医の認定に関する事項について定める。

当法人の定款第4条第5号に定める「指導医」の正式名称は、「一般社団法人日本脊椎脊髄病学会認定脊椎脊髄外科指導医」とする（以下単に「指導医」という）。

(指導医の責務)

第2条 指導医は、脊椎脊髄疾患の手術的治療において深い知識、経験、見識と指導力を有しており、適切にして安全な医療を提供する社会的責務の一環として、後進の医師を情熱を持って誠実に指導しなければならない。

(指導医の認定と指定)

第3条 指導医は、資格審査を経たのち、理事会の承認を得て、理事長が認定する。

(指導医の資格継続の認定及び名誉指導医の称号の付与)

第4条 指導医は、その認定を受けたのち、5年間毎に、資格継続の認定を受けなければならない。

- ② 指導医の資格継続は、資格審査を経たのち、理事会の承認を得て、理事長が認定する。
- ③ 理事会は、資格継続の認定を行わなかった指導医に対して、「一般社団法人日本脊椎脊髄病学会認定脊椎脊髄外科名誉指導医」（以下単に「名誉指導医」という。）の称号を付与することができる。
- ④ 名誉指導医の称号は、理事会の承認を得て、理事長が付与する。
- ⑤ 指導医の資格継続の認定及び名誉指導医の称号付与のための手続は、本規程に特段定めがある場合を除いて、指導医の認定に準じるものとする。

(認定及び申請)

第5条 指導医の認定は、原則として年1回行う。

指導医の認定を受けようとする者は、理事会が定めるところに従って、所定の期限までに、その申請を行わなければならない。

(資格審査)

第6条 指導医の認定にあたっては、申請者から提出された資料をもとに資格審査を行う。

- ② 前項に定める資格審査を行うために、理事会は、指導医制度委員会を置く。

(指導医制度委員会)

第7条 指導医制度委員会は、10名程度の委員によって構成される。

- ② 委員の選定は、地域性を考慮したうえで、理事会がその決議をもって行う。
- ③ 役員及び評議員以外の者は、委員に選定されない。
- ④ 指導医制度委員会は、本規程に定める権限を行使するほか、指導医及びその資格継続の認定、並びに、名誉指導医の称号の付与にかかる資格審査に必要な事項について定める。

(資格審査の方法)

第8条 指導医制度委員会は、次の各号に定める要件を基準として、指導医の認定にかかる資格審査を行うものとする。

1. 日本専門医機構の脊椎脊髄外科専門医であること。
2. 日本脊椎脊髄病学会に入会后4年以上を経過していること。
3. 執刀医または第一助手として担当した手術症例の数が300例以上であること。ただし、手術症例には抜釘、halo装着、生検、創傷処置（デブリードマン）、血腫や感染による再手術、単純な穿刺・切開、搔肥、経皮的手術は含まない。
4. 前号の手術症例の中に、執刀医としての症例が200例以上含まれており、さらに、以下の手術症例が含まれることとする。腰部脊柱管狭窄症20例（術式は問わない）、腰椎椎間板ヘルニア20例（術式は問わない）、頸椎前方固定術5例、頸椎後方除圧術20例。また、代表的執刀手術の手術記録を30例提出すること。
5. また、第3号の執刀医としての手術の中に、以下の手術が各最低1例以上、合計20例以上含まれることとする。脊髄腫瘍摘出術（馬尾腫瘍を含む）、胸椎または腰椎前方固定術（LLIFを含む）、頸椎後方固定術、腰椎後方固定術。
6. 筆頭著者としての論文3編を含む脊椎脊髄疾患に関連する論文および発表が5編以上あること（筆頭著者の3編以外は論文・発表とも共著者、共同演者可）。
7. 評議員3名の評価を受けること。
8. 直近の4年間に2回以上当法人学術集会に出席していること。
9. 直近の4年間に当法人が認定した医療安全対策・感染防止対策・倫理等に関する研修単位（ただし、当法人学術集会時または当法人教育研修会等で開催されるものに限る）を1単位以上取得していること。
10. その他、見識や指導力を含めて、理事会が要請する要件を備えていること。

(理事会の承認)

第9条 指導医制度委員会は、資格審査の終了後、遅滞なく、その結果（各応募者の合否）を理事会に報告する。

- ② 理事会は、資格審査の結果合格とされた応募者について、その決議をもって、指導医として認定することを承認するか否かを決定する。
- ③ 理事長は、理事会が認定することを承認した者について、指導医として認定する。

(指導医の資格継続の認定の申請)

第10条 資格継続の認定を受けようとする指導医は、理事会が定めるところに従って、所定の期限までに、その申請を行わなければならない。

(名誉指導医の称号の付与の申請)

第11条 前条に定める申請を行わない指導医は、理事会が定めるところに従って、所定の期限までに、名誉指導医の称号の付与を申請することができる。

(資格継続審査の方法)

第12条 指導医制度委員会は、次の各号に定める要件を基準として、指導医の資格継続の認定にかかる資格審査を行うものとする。

1. 日本整形外科学会脊椎脊髄病医であること。

2. 指導医として前回資格を取得した日から資格継続要項に指定する期日までの間に、執刀医または指導的助手として担当した手術症例の数が200例以上であること。ただし、手術症例には抜釘、halo装着、生検、創傷処置(デブリードマン)、血腫や感染による再手術、単純な穿刺・切開、搔肥、経皮の手術は含まない。なお、指導的助手とは執刀医に対して手術の主要な部分を指導するための助手とする。また、当法人が開催する教育研修会において、指定された研修コースを完全受講すれば50例の手術例数に置き換えることができる。手術例数の置き換えは、50例を上限とし、受講内容に関しては別途教育研修委員会で定める。
3. 指導医として前回資格を取得した日から資格継続の認定を申請したときまでの間に、当法人が認定した医療安全対策・感染防止対策・倫理等に関する研修単位(当法人学術集会時または当法人教育研修会等で開催されるものに限る。)を1単位以上取得していること。なお指導医制度委員会が認定したインセンティブによる単位取得証明をもってこれに代替することができる。
4. 指導医として前回資格を取得した日から資格継続の認定を申請した時点までの間に2回以上当法人学術集会に出席していること。
 - ② 指導医は、前項各号の要件をみたすことができない正当な理由がある場合は、具体的な事由を記載した猶予申立書を指導医制度委員会に提出することができる。
 - ③ 提出された猶予申立書に記載されている事由が正当なものであると指導医制度委員会が認めた場合には、理事会は当該指導医に対し、資格継続の更新に関して2年間の延長を認めることができる。ただし、その延長期間の指導医としての資格は(原則として)認めない。

(名誉指導医の称号の付与)

第13条 指導医制度委員会は、次の各号に定める要件を基準として、名誉指導医の称号の付与にかかる資格審査を行うものとする。

1. 日本整形外科学会脊椎脊髄病医であること。
2. 過去の脊椎脊髄手術例数が1,000例を超えていること、または、指導医の資格継続の認定を連続して3回受けていること。
3. 指導医として前回資格を取得した日から名誉指導医の認定を申請した時点までに、当法人が認定した医療安全対策・感染防止対策・倫理等に関する研修単位(当法人学術集会時または当法人教育研修会等で開催されるものに限る。)を1単位以上取得していること。
4. 指導医として前回資格を取得した日から名誉指導医要項に指定する期日までの間に2回以上当法人学術集会に出席していること。

(指導医の資格の喪失)

第14条 指導医である者は、次の各号に掲げる場合には、その資格を喪失する。

1. 自らその資格を返上したとき。
2. 指導医またはその資格継続の認定後5年間が経過し、かつ資格継続の認定を受けられなかったとき。
3. 理事会がその資格を取り消したとき。
 - ② 指導医が自らその資格を返上しようとするときは、その旨を、書面で、理事長に対して申し出なければならない。
 - ③ 第1項に基づき指導医の資格を喪失した者のうち、同項第1号または第2号に該当するものは、新たに指導医の資格審査を経て、指導医の認定を受けることができる。

- ④ 前項に定める資格審査においては、喪失した資格を申請した時点で既に行われていたものは、第8条第3号ないし第9号の各要件に定める手術症例、業績、評価ないし出席には算入しない。

(指導医の資格の再認定)

第15条 指導医制度委員会は、次の各号に定める要件を基準として、指導医の再認定にかかる資格審査を行うものとする。

1. 日本整形外科学会認定脊椎脊髄病医であること。
2. 日本脊椎脊髄病学会入会后（再入会の場合は再入会后）4年以上を経過していること
3. 執刀医または第一助手としての脊椎脊髄手術が300以上あること。そのうち執刀医としての症例が200以上あり、内訳は頸椎部が20以上、腰椎部が60以上あること
4. 直近の5年間に2回以上本学術集会に出席していること。
5. 喪失した資格を申請した時点より後に、脊椎脊髄疾患に関連する業績が5編以上あること（1編は主演者・筆頭著者。他は共同演者・共著可）。
6. 喪失した資格を申請した時点より後に、当法人が認定した医療安全対策・感染防止対策・倫理等に関する研修単位（ただし、当法人学術集会時または当法人教育研修会等で開催されるものに限る。）を1単位以上取得していること
7. 会員種別が「専門会員」であること。

(資格の取消し)

第16条 指導医について次の各号に定める事由があるときは、理事会は、その決議をもって、当該指導医の資格を将来に向かって取り消すことができる。

1. 当法人の会員資格を喪失したとき。
2. 当法人ないし当法人が運営する学会の名誉を著しく損ねる言動をしたとき。
3. 指導医として相応しくない学術活動または臨床活動を行ったとき。
4. 前3号に定めるほか、指導医として相応しくないと判断したとき。

2006年4月20日改訂

2008年4月23日改訂

2010年11月1日改訂

2011年3月25日改訂

2012年10月27日改訂

2014年2月13日改訂

2015年4月15日改訂

2023年11月20日改訂